

『合類節用集』『和漢音釈書言字考節用集』  
における版權問題

佐藤貴裕

## はじめに

若耶三胤子編『合類節用集』(延宝八・一六八〇刊)・横島昭武編『和漢音釈書言字考節用集』(享保二・一七一七刊)は、近世節用集の代表格であるとの共通理解が国語学に関係する人々にはあるように思われる。しかし、収載語数などの点をのぞけば、どのような点で代表であるのかは、今後の研究にまつべき点も少なくないようである。

そのようなことを意図した研究は、結局のところ、『合類節用集』なり『書言字考節用集』なりの、近世節用集ひいては近世語資料・国語史資料のなかでの位置づけをおこなうことにながろう。個々の節用集のとり位置を明確にするには、検索法や本文の系統などをはじめ、他にも種々の観点からみる必要がある。また、近世節用集は、出版という形態で流布するので、その点からも考慮がなされるべきと思う。このことは、どちらかと言えばステイックな書誌的な検討と必ずしも一致しない。むしろ、出版機構のなかでどのように扱われているか、そしてそれが何を意味し、位置づけのためにどんな役割を果たすのかを考えることになる。以下、そのような見通しのもと、『合類節用集』『書言字考節用集』における版權問題を一覽しておきたい。

なお、『合類節用集』と『書言字考節用集』はいくつかの共通点がある。収載語の異同など内容面はともかく、外形的な面では、たとえば、板元は京都の村上勘兵衛であり、検索法はイロハ分けの上位に意義分類をおく合類型である。書名も『書言字考節用集』の題簽・見返しでは「(補)合類大節用集・和漢音釈書言字考合類大節用集」と相似る。このような類似のためか、近世の諸資料はもとより、本屋仲間の記録などでも両者を明確に区別しないことがある。したがって、本稿ではこの点に関してさして留意しないことにした。また、両者をあつかうのも、このような理由もあつてのことである。

## 一 『合類節用集』『書言字考節用集』と近世節用集

右のような共通点をもつ『合類節用集』と『書言字考節用集』だが、近世節用集とのかかわりで明らかにされていることは、かなりの差がある。

『合類節用集』の再板本は確認できないが、かわりに檢索法や本文を襲った節用集がいくつか開板されたことが知られている。もっとも早いものが『鼈頭節用集大全』(貞享五(一六八八)刊)<sup>(1)</sup>で、本文の頭書(上欄)に語の解説をかけたものである。このような形式は、『頭書増補節用集大全』(寛文一〇(一六七〇)刊)以来、近世節用集に定着したものである。なお、『鼈頭節用集大全』から転じたものに『合類節用無尽海』(天明三(一七八三)刊)<sup>(2)</sup>がある。ついで、『広益字尽重宝記綱目』(元禄六(一六九三)刊)<sup>(3)</sup>があり、『合類節用集』の小型本よりも小さく、一冊本に仕立てることも可能だった。さらに『三才全書誹林節用集』(元禄一三刊)<sup>(4)</sup>があるが、これは、従来の節用集のようにイロハ分けの下に意義分類がくるよう改編したものである。なお、世話字集にまで目を転じれば、『二代書用筆林宝鑑』(享保一五(一七三〇)刊)の頭書に付録のごとく配された「書面走廻用字」などをはじめ、数多くの例があがることになる。<sup>(5)</sup>

このような『合類節用集』の改変は、頭書の追加や檢索法の改編などは通行の節用集への接近であるし、小型化や書翰見本書の頭書付録にいたっては通俗化<sup>(6)</sup>というにふさわしい姿を示している。いわば『合類節用集』は近世節用集や世話字集のなかに埋没していったのだが、それを、根を下ろしたものと捉えることもできるのではないだろうか。

これに対して『書言字考節用集』は『書言字考節用集』として再板され、そのことが受容のさまをしめすものとされている。また、海外での出版や対訳辞書との関連、随筆などへの引用が示されている。しかし、近世節用集との関連について述べたものはほとんどない。このことは、必ずしも『書言字考節用集』が他の節用集と無関係であるこ

とを示すのではなく、単に関係が把握しづらいことの現れとも考えられる。この点、『合類節用集』では、世話字集へ改編されるほど特徴的な用字が目じるしとなり、他書との関わりが目につきやすかったという事情もありはしないか。ならば、『書言字考節用集』にあっても他書への目安をつけられよい。版權問題を一覽する意味はそこにも求められるのである。

## 二 節用集との版權問題

以下、『合類節用集』『書言字考節用集』をめぐる版權問題を、本屋仲間記録などを中心にみていくことにする。まず、節用集との版權問題からみておこう。

## (1) 広益字尽重宝記綱目

本書に関しては、京都本屋仲間上組の「洛帳標目」<sup>(8)</sup>に次のような記述がある。なお、この件は、節用集の版權問題が記録された最古の例でもある。

一 字尽重法記 秋田屋庄兵衛・同彦兵衛板行被致候処、村上勘兵衛合類節用二指構 重法記三ツ割毫分村上へ渡シ出入相済候

この件は「右元禄七(一六九四)戊五月迄裁判也 下組裁判帳二十一人連判有」の年次よりも前に記載されており、取捨の時期のおおよそが知られる。<sup>(9)</sup>なお、本書は『合類節用集』とかなり密接な関係にあり、本件以降、村上勘兵衛が中心になって再板されていくので、以下では、本書をめぐる版權問題も加えてみていくこととする。

## (2) 三才全書誹林節用集

本屋仲間の記録には、本書が、版權上問題になったという記述はない。が、『日本古典文学大辞典』『三才節用集』

には「初版のほかに、平樂寺村上勘兵衛を加えた後刷本」があるとしており、問題のあったことが推測される。すなわち、はじめ村上が関与しないまま初刷本が板行されたが、彼が『合類節用集』の版権に抵触するとしたので、後刷本からは彼の名が加わった、という背景が推測されるということである。

### (3) 悉皆世話字彙墨宝

本書は、近世中期の著述家として有名な中村平五三近子の作である。「済帳標目」には次のようにある。

一 悉皆世話字彙 伏見屋藤二郎板行被致、村上勘兵衛合類節用・字尽重法記二構、出入二成、御公辺ニ及候。行事へ願下し取扱有之。三步通り村上へ遣し、出入相済候 寅（「享保一九（一七三四）」五月

「御公辺ニ及」からは村上が奉行所へ訴えてたことが知られるが、「行事へ願下し」とあるので、奉行所は裁許せず、本屋仲間内部で処理されることになる。

ただし、村上がどのような点を抵触事項とみたかは、記録からは知られない。そこで、国会図書館亀田文庫本により内容のうえから推測しておく。本書の検索法は、イロハ分け・意義分類で通行の節用集と変わった点はない。ただし、意義分類は、天・神・時・官・人・名・衣・食・器・支・魚・貝・鳥・畜・虫・草・数・世・漢の一九門と細かいものになっている。従来節用集で気形門として一括されるものが、魚・貝・鳥・畜・虫に振り分けられる点などは、『合類節用集』が魚鱗・介貝・龍蛇・虫（多）・禽鳥・諸獸に分けるのに通じる。また、通行の節用集では言語門として一括されるのが世・漢だが、このうち漢は「漢語の熟字に和訓をつけ書翰風の字ミナあり」と称するもので「俗間にも書状往来のときにあたりて異名或は書翰風の媚たる字づかひをこのむ人もあれば、今はじめて書翰の文字に和訓を裁して、悉くこれをのす」（序）に應ずるものである。収載されたものをみると、「承<sup>あふせのこしやく</sup>示<sup>あふせのこしやく</sup>蒙<sup>あふせのこしやく</sup>命<sup>あふせのこしやく</sup>」をはじめ「商風<sup>あきふぜ</sup>。米花<sup>あきふぜ</sup>。豆花雨<sup>あきふぜ</sup>。銀口魚<sup>あきふぜ</sup>」などもあり、いわゆる世話字の領域に近いものが見られる。さらに詳細を検討する必要があるが、いまのところ、右のような二点が村上の目に止まった可能性が高いように思われる。

### (4) 大節用文字宝鑑

ついで、大坂の吉文字屋市兵衛らが開板した『大節用文字宝鑑』との問題がある。「済帳標目」では宝暦六（一七五六）年五月より九月までの項に、

一 大節用文字宝鑑 大坂吉文字屋市兵衛殿出版 当地村上勘兵衛 字尽重宝記 差構出入一件

\* 「大坂」以下は割行だが一行に記す。以下同様。

とあるだけだが、大坂本屋仲間の「備忘録<sup>(10)</sup>」に大坂行司から京都行事への返信四通分の写しがある。第一信は「子（「宝暦六年六月卅日」の日付があるもので、村上のクレームに対し、大坂行司が吉文字屋らと呼び寄せ、事情を問うたことなどが記されている。その一部には次のようにある。

大節用集之儀、先年より板行所持仕居申候。此度相改メ新板仕候。尤先板之株ヲ以板行仕候儀ニ御座候へば、字尽重宝記ニ毛頭差構申候義ハ無御座候旨申候

『大節用文字宝鑑』はもともと吉文字屋らが所有していた版権による開板であって、『広益字尽重宝記綱目』に差し障るものではないという。この返答に京都行事は不満であった。そのことは大坂からの第二信にあらわれている。

又々村上勘兵衛殿より字尽重宝記ニ相似寄候段、御申出被成候へ共、大節用之写本各様未だ御被見不被成候ニ付、如何敷被思召、右之写本御一覽被成度旨被仰聞、御尤ニ奉存候 七月八日付

この後半部は、情報の摂取という点で興味深い。当時、書物の出版は奉行所が許可するが、実質的な検閲——幕府批判や風紀糜爛の可能性の有無、既成の書物に版権上抵触しないかなど——は本屋仲間がまずおこなった。これを板木に彫るまえに写本で受けるのだが、村上は、この段階でクレームを付けてきている。「写本各様未だ御被見不被成」なのである。となれば、写本をみることができた大坂本屋仲間の構成員のなかに、村上へ通告した者がいたことになる。ただ、その名は知られず、通告がその者の好意なのか、村上の築いた情報網とみるべきなのかは判断がつかない。

い。  
ただ、このことに関して、翌宝暦七年の、やはり吉文字屋が計画していた『国字節用集』の件が参考になる。写本の段階でクレームがつき、しかも版權所有者が写本をみていないなど、『大節用文字宝鑑』とまったく同じケースである。版權者である京都の木村市郎兵衛が、京都行事に提出した口上書には、次のようなくだりがある。

一 此度、大坂吉文字屋市兵衛方ニ国字節用与申類句分之節用集写本、於大坂ニ御行司衆中様へ願二出申候由、柏原屋与市殿方より承知仕候  
備忘録

さらに、京都行事から大坂行司への書翰には次のように記されている。

右国字節用集写本之様子、銘々共不存義ニ候故、御頼難申入旨申候へば、御地渋川与市殿より耽与承得申候旨、口上書ヲ以被申出  
備忘録

確実な情報源として柏原屋（渋川）与市の名が明記されている。柏原屋といえば、宝暦二年に『新撰早引節用集』を刊行した書肆であり、後年、検索法をめぐる版權問題でいくつかの新案をほうむったものである。<sup>(1)</sup> 節用集の検索法に関心のある書肆であるから、宝暦六・七年ころから敏感に対応していたことも考えられよう。となると『大節用文字宝鑑』の場合にも柏原屋が通告したこともありうるのだが、確証はない。ここでは第三者の立場にあるものが通告する場合があります、版權侵害の事実なり可能性なりを版權者がいちちやく察知することができたことを確認するにとどめておく。

前後するが、『大節用文字宝鑑』がどのような節用集であったかといえは、亀田文庫蔵本によれば、三切横長本で、意義分類の下をイロハ分けたものである。このことは大坂行司からの第二信にも、

尤市兵衛方ニ三つ切本は所持仕、字尽門部いろは分ケも所持仕居申候  
と記されている。結局、『広益字尽重宝記綱目』と同じ検索法であることと、同じく小型であることが、抵触事項だっ

たのだろう。なお、その後、村上の主張が通ったかについては記述がない。

#### (5) 合類節用無尽海

『鼈頭節用集大全』は江戸の松会より開板されたが、その改題本が本書である。ただし、板元は村上勘兵衛と江戸の丹波屋甚四郎である。つまり、『誹林節用集』と同様に、本屋仲間の記録には見当たらないが、版權問題があったことが知られるのである。交渉の時期も定かではないが、おそらく、改題再板から遠いものではなからう。

さて、版權問題とは考えにくい記事でなら、大坂本屋仲間の「出勤帳七番」天明三（一七八三）年十一月一三日の項に、「一 合類節用無尽蔵、柏与・柏庄・丹治立会ニ而、廻之書出ス」とある。おそらく、売買許可証である添章の発行手続きとして、京都からの見本を仲間内で回覧したということであろう。

#### (6) 無双節用錦囊車

京都の近江屋庄右衛門が開板した本書も村上からクレームがつけられたようである。「済帳標目」の寛政二（一七八〇）年五月から九月までの項には、

一 近江屋庄右衛門殿方願相済候ニ付、村上勘兵衛殿ヨリ被指出候口上書とある。また、「済帳標目」の同年九月から翌年正月までの項に

一 無双節用錦囊車 近江屋庄右衛門殿願写本、但シ錢屋長兵衛殿指出仕候 願人村上勘兵衛・万代講中とある。「願相済」は奉行所から免許が出たことを示そうが、そこで村上がクレームをつけ、後日あらためて村上の書として開板を申請したことになる。もちろん、この間に近江屋との交渉はあっただろう。ただ、近江屋か関係者のなかに強く異を唱えるものがない、他地で免許を受けようとする動きがあったらしく、大坂にも次のような依頼がなされた。

一 無双節用大紙半切本、京二而近江屋庄右衛門殿より願被出候所、村上勘兵衛殿へ差構之書ニ付、当地ニ而も被

願出候方有之候共、取上ケ申間敷旨京都従行司申来、仲間触出置候  
出勤帳十七番・寛政一三年正月二〇日  
そのような者がでる背景には、村上の言い分が「微塵にても疑はしきものに対して強いて異を立て、類板呼はり<sup>(12)</sup>をなすのたぐいだったことが考えられる。さらに、一度は免許をつけたという思いも近江屋のがわにはあったことだろう。しかし、そこまでの細部にいたる事情を教えてくださいける資料は見当たらない。

### 三 節用集以外の版權問題

本屋仲間記録からは、村上勘兵衛が『合類節用集』などに抵触するとしたのは、節用集だけでないことが知られる。以下そのような例をみておく。

#### (1) 博物箋

本書は明和七(一七七〇)年に刊行された。国会図書館蔵本によれば、イロハ分け・意義分類をほどこすものである。意義分類は、乾坤・神仏・人物・官位・芸能・器材(器財とも)・衣食・妙薬・気形・草木・異名・雑事で節用集に近い点もある。が、凡例に「此書ハ、上九天ノ高キヨリ下千尋ノ底ヲ究メ、泰山ノ大ナルヨリ秋毫ノ末ニ至ルマデ悉ク理ヲトキ、疑ハキシヲ解シ国字ヲ以テ類ヲ分チ、博物ノ助トス」とあるように語釈・解説に重点をおくもので、字引というよりもいわゆる類書に近い性格のものである。

本書に対しても村上勘兵衛からクレームが付けられた。この件については、京都仲間や大坂仲間の記録には断片的な記事しかないが、さいわい、大坂の書肆・河内屋新次郎の文書が国会図書館に存し、そのなかに「博物箋株要用書」がある。いま、それから経緯を記した部分を引いておく。<sup>(13)</sup>

村上勘兵衛記録帖ニ有之写

一 博物箋と申書、大坂吉文字屋市兵衛・藤屋弥兵衛兩人出板被致候処、則大半紙三ツ切横本中之趣向ハ合類節用取組書述候書ニて、尤十三門ニ部分致いろは分ニ致、真字・割注・故事来歴等書入有、全く外題ハ博物箋と申外題ながら、全体中は節用之趣向、第一十三門の部立構候。夫故、段々致対談、其上明和七年九月二日立ニて罷下り吉文字屋市兵衛方ニて対談致、彼是問答致候処、此方中分利ニ当り候故、内済之取斗被致候故、不及出訴ニ罷登り候。其後、又々堺屋清兵衛殿・京都中野宗左衛門殿・秋田屋平左衛門殿御兩人双方仲人有之て和談相済申候。則板木五ヶ一此方へ樽代として銀十枚遣し、右板木ヲ受取候て相合ニ致候。

抵触事項は、「合類節用」(「十三門」から『書言字考節用集』と思われる)本文の剽窃、一三門分け、真字(楷書)表記、割行による施注などであるらしい。詳細については検討を要することだが、一見したところ、類似が立証できるかどうかは微妙のようで、村上が「類板呼はり」をした可能性もあることになる。<sup>(15)</sup>

#### (2) 文藻行潦

『文藻行潦』(天明二・一七八二刊)は、唐話辞書的一种で、イロハ・意義分類引きをとるものである。意義分類は、天地・人物・親属(親族とも)・人事・身体・宮室・芸文・武備・冕饌(冕服・食服冕饌とも)・器財・神鬼(鬼神とも)・動物・植物の一三で、節用集からはややなれた名称がめだつ。本書については「済帳標目」の天明四年五月より九月までの項に、

一 江戸板文藻行潦と申書、京都名物六帳・学語編・合類節用差構候ニ付、右板元中より売留之義以口上書被申出候ニ付、大坂表へ売留之儀、頼遣シ並当地売留印形取之置申候

とある。『名物六帳(帖)』『学語編』は唐話辞書なので当然としても、それらに伍して村上が版權を主張したことが注意される。ただ、どのような点が抵触するのかは知られない。おそらくは、漢字と和訓の結びつきの特殊なものが共通するということかと思われるが、今後、比較・検討していく必要がある。

## (3) 無名の一本

「済帳標目」の天明八（一七八八）年九月から翌九年正月までの項に

一 続合類節用ニ構書ノ事ニ付、大坂懸合之事

と、記されている。該当する記事は大坂仲間の記録にも見当たらず、どのような本が対象となったのかはまったくわからない。時期のうえでは、

一 童蒙節用全書、写本吉市へ戻す

出勤帳九番・天明八年一月七日

などがあるが、どうであろうか。「吉市」とは吉文字屋市兵衛のことで、本稿でもこれまでみてきたように、辞書類の新案に熱心な書肆である。「続合類節用」「書言字考節用集」であろうをもとに新たな節用集をしたた、あるいは、本来無関係なのだが偶然類似してしまったということもありそうなことではある。

## 四 影響あるいは関連する事例

右にみたように、『合類節用集』『書言字考節用集』の板元・村上勘兵衛は、積極的に己れの版權をまもるべく活動していたことが知られる。それは、ときに「類板呼はり」とも見られかねないものであった。それがどんな影響をおよぼすかといえば、一つには他の書肆への牽制となって、村上の版權に考慮した開板がおこなわれることが考えられる。また、一方では、盗用の事実を悟られないよう、工夫をこらすということも考えられないではない。しかし、それが村上の影響と見られるかどうかは確認しにくい面がある。すでに版權に対する相応の意識が確立していたから、何も村上の活動がなくとも、良識のあるものは前者のごとく慎重であり、そうでないものは後者をとると考えられるからである。以下、前者、すなわち、他の書肆などが村上の版權を意識した例をみるが、それが、村上の活動の影響

によるものとは必ずしも断言できないことに注意されたい。この節の名が右のようであるのもこうした事情のためである。

## (1) いろは節用集大成

近世の中ごろから、尾張名古屋でも出版活動が盛んになっていった。その過程で、先行書の重板・類板もおこなわれ、ことに早引節用集の板元である柏原屋・木屋はその対応に追われることになった。そのような類板書の一つに、中村国香編『いろは節用集大成』（文化一三（一八一六）序）がある。大坂仲間の記録によれば、文政一〇（一八二七）年二月二〇日以降、何度か柏原屋から売留（売買禁止）の触れをだすよう行司に依頼しており、天保一一（一八四〇）年三月五日にいたって「板本不残受取事済仕候」と報告することができた。

さらに本書をめぐる記録に次のようなものがある。

一 柏与より、尾板いろは節用集之本、清右衛門殿持参被申候、是は少々誤合之事在之ニ付、行司之聞届ニ而添章申受度願出被申候ニ付相談致候所、聞届之書柄ニ而は無之様、又十三門分節用株式へも廻り付候物ニ候哉、ちと物之前後致趣候而其分ケ申候所、何分差急キ候事ニ付、夫は跡へ廻し候様被申候故、無扱候ハ、江戸添章宅通丈認候相談ニ相成、依之諸事空ニ致帳面等江者書記し不申候、勿論出銀等も請取不申候事

出勤帳五十一番・天保一一年六月二〇日

文中の「添章」とは発売許可証で、「添章なき書物は絶対に頒売を禁止されてゐたのみならず、同業者に発売せざる以前に、仲間以外の顧客に販売することも許されず」、「更に京都及び江戸に販売する場合には、大阪行司から先方の行司宛の添章を貰ひ受け、そしてその土地の行司から其の土地で販売する添章の下附を得なければならなかった」というものである。<sup>17)</sup>このことから、柏原屋は早くも『いろは節用集大成』を正式に販売しようとしていたことが知られるが、「少々誤合」があるので「行司之聞届」で添章を下付してもらわねばならなかった。普通なら大坂・京都・江戸

と三通発行してもらうのだろうが、結局、「江戸添章宅通丈」にした。そのあたりが「行司之間届」という、特殊事情の存在をほのめかす表現<sup>(19)</sup>になっているのだろう。一方では「諸事空ニ致帳面等江者書記し不申」と、これまでの手続きなどを御破算にするつもりだった。話の流れは一通りこのようにおさえられるが、完全に理解するには「訳合」を明らかにする必要がある。その手がかりになりそうな具体性をもった文言は、「十三門分節用株式」云々のほかにはないようである。

この文言は、『いろは節用集大成』の成立背景をみることで意味をもってくる。本書の検索法は、イロハ分けの下を仮名数引きにし、さらに意義分類をほどこすものである。その点では、早引節用集の一本に意義分類を追加したものと見えるのだが、実際は『書言字考節用集』を早引節用集に改編したものであった。<sup>(20)</sup>そのことは、出典注を照らし合わせるだけでも容易に察知できるほど明白である。もちろん、『いろは節用集大成』の意義分類は『書言字考節用集』と同じく一三門である。したがって、「十三門分節用株式」とは、京都の村上勘兵衛の版權をさすものと考えられるのである。

ならば、『いろは節用集大成』がまぎれもなく早引節用集の一異本であっても、出版・販売となれば村上の意向をたしかめた方がまさに無難である。しかし、柏原屋がそれに気づいたのはいくつかの手続きを終えたあとであり、その時点で仲間行司に相談したのだろう。普通なら、そうした問題がないことを確認してから、開板なり販売なりの手続きをふむのが順序である。ここに来て「十三門分節用株式へも廻り付く可能性を聞かされた行司が「ちと物之前後致趣候」と不審がるのも無理はない。そこで、柏原屋は「差急き候」事情があるので村上への折衝や京都への添章は「跡へ廻すとの心づもりをつけ、行司も事情を汲んで「無掟」く柏原屋の意向にしたがうことにした。それは「江戸添章宅通丈認」ということだが、当然のことながら京都への添章は出さないという裏の意味が込められている。そして「諸事空ニ致」云々も、村上勘兵衛への折衝を済ませてから新たにやりなおすという含みがあるものと読める。

結局、柏原屋と仲間行司との相談は、「物之前後致」ことは江戸への添章だけにし、あとは通常の手続きではじめからおこなうということになろう。

このように村上の版權への配慮を勘案すると、右の記録の個々の文言が互いにひびきあい、全体像も浮かび上がってきたようである。結局、本件は村上勘兵衛の版權を他の書肆が意識した好例であると考えられるのである。

## (2) 大々全大早引

大蔵永常は、『農家益』（享和二（一八〇二）刊）・『公益国産考』（弘化元（一八四四）刊）などをものした近世後期の農学者である。その伝記に早川孝太郎『大蔵永常』（山岡書店 一九四三）があるが、「当時の出版界の事情を知る上にも珍しい資料である」として永常の書翰が紹介されている。そこには、次のような、本稿にふさわしいものもふくまれている。宛て先人はいずれも大坂の書肆・河内屋記一兵衛である。

合類節用ハ増字を致し十三門もどしスミシ也。此度柏与の早引仕直し候様引方一二三言をわけ、かなを数致し候ハ、大々全大早引とも云様可相成候。尤出所ハ元の如く付申候、京都板元へ早々御懸合之上、合類宅部御遣し可被下候。わきよりせぬやう致度候。

合類節用之方、京都ニ御懸合被成可被下候。無左候而ハ外より重板致し可申様ニ相聞へ候。可相成ハ京都へ御懸合之上、本一部御遣可被下候。 同年一〇月五日付

永常は農書の成功に乗じてか、節用集にも手を染めていた。それは『書言字考節用集』に増補したものを本文とし、イロハ引きの下を意義分類し、さらに仮名数引きに改めたものだった。ここで注目したいのは、さきの柏原屋は書肆なので当然だが、それにおとらず永常も「無左候而ハ外より重板致し可申様ニ相聞へ候」とあるように、重板・類板に対する意識が確立していたことである。<sup>(22)</sup>たとえそれが、「わきよりせぬやう致度候」と同趣の、応答のおそい河内屋を急がせるためのレトリックであつてもである。ただ、それは、先の柏原屋などとは少々質の異なるもののようにあ

る。柏原屋の場合、村上勘兵衛を直接意識していた可能性が高かったが、永常は必ずしもそうではない。少なくとも書面によるかぎり「外より」重板と言われること、いわば外聞の悪さが関心事のように見えるからである。このあたりが、直接の害をこうむる書肆とそこから離れた場にいる著述者の差なのかもしれない。

## おわりに

版權問題をみることを通じて、『合類節用集』『書言字考節用集』と近世節用集とのつながりの一端をみることでできたと思われる。特に、『書言字考節用集』のそれが見いだされたこと、節用集以外との関係が見られたことなどが収穫だったと思う。今後、同趣の例をさがすことも必要だが、一方で、関連書との比較・検討をとおして、きめこまかな関連のありようを提示することが、近世節用集史を記述するにあたって必要になることと思われる。

## 注

- (1) 木村秀次「寛文十年本『頭書増補二行節用集』について」(『馬淵和夫博士退官記念国語学論集』大修館書店 一九八二)。
- (2) 高梨信博「近世節用集の序・跋・凡例(二)」(『国語学 研究と資料』一二 一九八八)。
- (3) 古屋彰「世話字尽と節用集」(『金沢大学法文学部論集文学編』二五 一九七八)。
- (4) 小川武彦編『青木鷺水全集』第一巻(ゆまに書房 一九八四)、および注2。なお、『日本古典文学大辞典』「三才節用集」の解説は、イロハ分けと意義分類の関係が逆転したような記述になっており、注意を要する。
- (5) 山田俊雄「節用集改編ものの一例について その一」(『成城文芸』七三 一九七五)、古屋彰「世話字」(『金沢大学法文学部論集文学編』二四 一九七六)、同「世話字尽」展望(『金沢大学文学部論集文学科篇』四 一九八三)、同「節用集と世話字尽」(山田忠雄編『国語史学のために』第二部 笠間書院 一九八六) および注3。

(6) 「通俗化」とは、いわば「合類節用集八巻一〇冊」という形式・体裁の崩れに注目したもので、必ずしも日常の文字使用への影響をいうのではない。また、それをいうには、『合類節用集』の用字と日用の用字とはあまりにかけはなれているように思われる。そのことは、世話字集への改編ということにも現れているだろう。

一方で、そのような用字の性格に注目するとき、改編本の一つに「俳林」の名が与えられた意義を考えるのも、『合類節用集』の本質へせまる手掛かりとなるかもしれない。初期の世話字集が俳句作法書の一部として編まれたことを思い合わせれば、ことにその可能性を感じる。そのためには、たとえば、時期の上で重なり、多様な形態や奔放な文字遣いを許容した談林俳諧などのつながりを考えていく必要がある。

易林本『節用集』は、「詩文等に用ゐる語が比較的多くして通俗の語は割合に少く、他の特徴からも「通俗的辞書」としては、必ずしも他の諸本に勝れて居るとは云はれない」と言われる。『合類節用集』開板当時、通行の節用集はこのような易林本の末流だったが、『合類節用集』はそれからも離れた側面をもつものと考えられる。このような『合類節用集』の指向・逸脱は、俳諧という当座の文学の近世的な展開とパラレルな関係にありはしないか。もちろん、今後、検討を加えていく必要があることではあるが、筆者には『合類節用集』が近世的「韻事の書」の一つのありかただと思えるのである。参考、加藤定彦「初期俳諧の言葉めぐって(上・下)」(『二松学舎大学人文論叢』三・四 一九七〇・一九七二)、同「近世文学資料類聚 古俳諧篇」四七(勉誠社 一九七六)、上田万年・橋本進吉『古本節用集の研究』(東京帝国大学 一九一六、復刻版 勉誠社 一九六八)、安田章『中世辞書論考』(清文堂 一九八三)。

(7) 前注参照。

(8) 以下、『済帳標目』の引用は影印の宗政五十緒・朝倉治彦編『京都書林仲間記録』★★★★★(ゆまに書房 一九七七)にもとづくこととし、かたわら、弥吉光長『未刊史料による日本出版文化』第一巻(ゆまに書房 一九八八)の翻刻を参照することにした。

(9) なお、架蔵の初板零本の刊記には、村上の名がなく(秋田屋庄兵衛・小島市右衛門・小嶋孤松子のみ)、問題のおこるまえの刷りであると思われる。それによれば年記は「元禄六癸酉西曆霜月七日」とある。

(10) 大阪府立中之島図書館編『大坂本屋仲間記録』第十巻(清文堂 一九八三)所収。句読点は私に改めたところがあり、以下も同様である。なお、特にことわらないかぎり、大坂の記録はこのシリーズから引用した。

(11) 拙稿「近世後期節用集における引様の多様化について」(『国語学』一六〇 一九九〇)。

(12) 蒔田稻城『京阪書籍商史』(復刻版 高尾彦四郎書店 一九六八)。

- (13) いま、弥吉光長『未刊史料による日本出版文化』第二卷（ゆまに書房 一九八八）の翻刻にしたがう。
- (14) ただし、一三門分けは、当時通行の節用集ではごく普通のことであつたから、村上が己の版權とするのは不可解である。が、いま原文を尊重し、そのまま引いておく。
- (15) 吉文字屋は、板木の五分の一（の権利）を渡したのだから、非があつたとみておくこともできよう。が、無駄ならそいをさけ、譲れる部分を譲ったことも考えられる。
- (16) 柏原屋清右衛門。「清右衛門」は柏原屋の本家当主の名であるらしい。佐古慶三「浪華書林渋川称觥堂伝」〔『上方文化』五一 一九六二〕参照。なお、上の「柏与」は柏原屋与左衛門である。
- (17) 蒔田稻城『京阪書籍商史』（復刻版。高尾彦四郎書店 一九六八）。
- (18) 「行司当役帳」「帳合仕法書」（『大坂本屋仲間記録』第十卷所収）の記述により佐藤が判断した。
- (19) 「行司之聞届」という形式が確立していたのか、その件限りの措置なのかは確認できない。少なくとも、前者について明記した記述はいまのところみあたらない。また、「聞届之書柄」からは定まった書式があるようにもうかがわれるが、やはり知れない。
- (20) 拙稿「『和漢音釈書言字考節用集』の「展開」」（『国語学研究』三一 一九九二）。
- (21) この資料の存在については、米谷隆史氏より御教示たまわつた。記して謝意を表したい。
- (22) 著述者がこのような意識をもつ例はなにも永常にかぎらない。たとえば曲亭馬琴にも同趣の意識があつたことは周知のことであろう（前田愛『近代読者の成立』（有精堂 一九七三）、復刻版 岩波書店 一九九三）ほか参照。ただ、細部については、立場のことなりなどもあつて、まったくの同質とはいえない面もある。

平成十一年十月二十日  
平成十一年十月三十日  
印 発

編 著 者  
省 検 略  
印 者

刷 行

近代語研究 第十集

定価…本体一五〇〇円＋税

編 者 近 代 語 学 会

東京都千代田区神田錦町三ノ十一  
発行者 前 田 昭

長野県佐久市岩村田七四一  
印刷者 中 沢 貞 雄

東京都千代田区神田錦町三ノ十一

発行所 合 名 社 武 蔵 野 書 院

電話東京 (三三六) 四八五九番(代)  
振替口座 〇〇一九〇三六七一四六  
郵便番号 一〇一〇〇五四

シナノ印刷

ISBN4-8386-0186-7 C3381